

## 宮城県保健環境センター調査研究事業取扱要領

### (目的)

第1 この要領は、保健環境センター評価委員会条例（平成17年宮城県条例第43号）第1条の規定による宮城県保健環境センター（以下「センター」という。）の試験研究業務のうち調査研究を効率的かつ効果的に推進するため、必要な事項を定める。

### (定義)

第2 この要領に使用する用語は、行政組織規則（昭和35年宮城県規則第76号）において使用する用語の例による。

### (調査研究の区分)

第3 調査研究に関する区分は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) プロジェクト研究 センターの複数の部が連携し、重点的に実施する調査研究
- (2) 経常研究 センターの各部が経常的に行う調査研究
- (3) 助成研究 他の機関から助成を受けて行う調査研究
- (4) 共同研究 他の機関と共同で行う調査研究
- (5) 受託研究 他の機関から委託を受けて行う調査研究
- (6) 他の調査研究 前各号の前段的に行う調査研究

### (調査研究方針の作成)

第4 センターの所長（以下「所長」という。）は、調査研究に関する方針（以下「調査研究方針」という。）を作成する。

### (課題の収集)

第5 所長は、調査研究方針に基づき保健衛生及び環境保全に関する課題を的確に把握するため、別表に掲げる関係機関から情報を収集する。

### (調査研究に関する手続)

第6 センターの企画総務部、微生物部、生活化学部、大気環境部及び水環境部の部長（以下「部長」という。）は、宮城県保健環境センターの評価実施要綱（平成17年4月1日施行）第5条第1項第1号に規定する評価の対象に該当しない調査研究（以下「助成研究等」という。）を実施しようとする場合、助成研究等計画書（様式第1号）により所長の承認を事前に得なければならない。ただし、助成研究等計画書は、他の機関による助成研究等の概要に関する書類に代えることができる。

2 部長は、四半期毎に調査研究の進捗状況を所長に報告しなければならない。

- 3 部長は、助成研究等が終了した場合、助成研究等終了報告書（様式第2号）により所長に速やかに報告しなければならない。
- 4 部長は、翌年度に実施する調査研究一覧表（様式第3号）を企画総務部に当該年度の2月末日までに提出しなければならない。
- 5 部長は、前項の規定により提出した調査研究一覧表に変更が生じた場合、更新し企画総務部に速やかに提出しなければならない。

#### （調査研究成果の公表）

- 第7 所長は、調査研究の成果について、研究発表会や年報で公表するとともに、インターネット等を活用し、県民に分かりやすく伝えるよう努めなければならない。
- 2 調査研究を実施した者は、調査研究の成果について、学会等発表伺（様式第4号）により所長の承認を得て、学会や学会誌等で発表するよう努めなければならない。

#### （庶務）

- 第8 本要領の庶務は、企画総務部において処理する。

#### （その他）

- 第9 本要領に定めるもののほか、調査研究に関して必要な事項は、所長が別に定める。

#### 附 則

- 1 この要領は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 宮城県保健環境センター調査研究事業取扱要綱（平成14年11月19日施行、平成21年4月1日最終改正）を廃止する。

#### 附 則

この要領は、令和3年9月8日から施行する。

#### 附 則

この要領は、令和6年2月1日から施行する。

#### 附 則

この要領は、令和6年12月17日から施行する。